

令和3年5月27日

舞鶴市議会議長 山本 治兵衛 様

議会運営委員会委員長 谷川 眞司

舞鶴市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

市議委第2号

舞鶴市議会会議規則の一部を改正する規則

舞鶴市議会会議規則(平成2年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第127条中「第1章第4節」を「前章第4節」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、欠席事由を具体的に明文化するとともに、議会におけるデジタル化の一環として、請願者に対し提出時に求めている署名押印を署名又は記名押印に改める等所要の改正を行いたいのので提案する。